

日本・ネパール友好センターが抱える諸問題に関するお知らせと、
日本・ネパール友好センター共同代表の辞任に関して

2018年8月1日

元日本・ネパール友好センター共同代表 磯野 学

日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）は、2017年1月27日に日本・ネパール友好センターのカトマンズ主事務所にて、元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学に対して、日本・ネパール友好センターの閉鎖を宣言しました。

しかし、現在もネパールの首都カトマンズの以前と同じテナント物件において、何ら事情の説明も無く、日本・ネパール友好センターは運営されております。

この度は、元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学が日本・ネパール友好センター在籍期間中に未解決になっていた諸問題を本文書をご覧頂いている皆様へご報告するとともに、現在、カトマンズで運営されている日本・ネパール友好センターが健全に運営され安心してご利用頂ける組織では無いことをご理解頂いた上で、日本・ネパール友好センターのご利用を避けていただければと、この文書を公開させて頂くに至りました。

また、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）が日本の皆様との連絡を絶ったり、1ヶ月以上に渡り失踪をしたことの対応に追われており、また、日本・ネパール友好センターが本日においても運営されていることの確認に時間を要し、私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）の辞任のご挨拶が遅れましたことを心よりお詫び申し上げます。

- 1 日本・ネパール友好センターの会計報告に関する問題
- 2 日本・ネパール友好センターに事業を統合することを宣言したつぼみ学校ポカラに関する問題
- 3 バルディアに設立された日本・ネパール友好センターが売却された問題
- 4 日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）の経歴、および、社会活動の履歴に関する問題
- 5 今後のご対応に関して

1 日本・ネパール友好センターの会計報告に関する問題

日本・ネパール友好センターの会計報告は、日本・ネパール友好センターが運営を開始してから1年分の会計データが揃う前に公開させて頂きました中間報告を最後に、会計報告がなされていません。

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）は会計データを作成すべく、会計の根拠資料の提出を日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナル）に求めましたが、十分な根拠資料は提出されませんでした。

クラウドファンディングによって集められた日本・ネパール友好センターの建築費用が建設会社に支払われた銀行口座取引記録や、建設費用を支払った建設会社が倒産した事を示す公的な記録、私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）が個人の金員を拠出した際の帳簿記録等が、私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）や他の支援者様からの再三に渡る要請があったにもかかわらず、現在も提出されておられません。

また、ネパール政府に提出された日本・ネパール友好センターの会計報告の内容と、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナル）が私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）に報告していた会計の内容が一致しません。

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）は日本・ネパール友好センターの共同代表を退いた後は、日本・ネパール友好センターの資金運用や会計処理に一切関わっておりませんので、2018年2月1日以降の寄付金等が適切に運用されているかどうかも把握しておらず、日本・ネパール友好センターの運営が適切に行われているかを明言することは出来ません。

この問題に関しては、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナル）が会計根拠資料を添えて正しい会計報告をすることが必要とされています。

また、日本・ネパール友好センターをご支援して頂いている皆様に置かれましては、この会計報告に関する問題が解決するまでは、新たな金銭的なご支援はお控え頂きますよう、お願い申し上げます。

2 日本・ネパール友好センターに事業を統合することを宣言したつぼみ学校ポカラに関する問題

日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナル）が日本・ネパール友好センター設立よりも前から取り組んでいたつぼみ学校ポカラは、現在は運営されておられません。

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）の在籍中は、私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）がネパール現地の教育問題のResearchを行い、新たな教育支援プロジェクトを立案中でしたが、プロジェクトの実行には至りませんでした。

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）が在籍中に、日本・ネパール友好センターは、ネパール現地で教育問題の支援プロジェクトを行っておりませんし、プロジェクトを行う準備も整ってはおりませんでした。

また、つぼみ学校ポカラの校舎には、現在、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）の母親と2人の兄弟が住んでおり、学校としては機能しておりません。

つぼみ学校ポカラの校舎は、現在、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）の母親と2人の兄弟の住居として使用されております。

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）が、つぼみ学校ポカラの事業が日本・ネパール友好センターに統合されたことを知ったのは、既にこの統合が決定され、つぼみ学校ポカラの活動が停止された後のことですので、何故、つぼみ学校ポカラが活動を停止し日本・ネパール友好センターに統合されることになったのか、及び、つぼみ学校ポカラの校舎が日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）の母親と兄弟の住居になった経緯をご説明することが出来ません。

さらに、つぼみ学校の運営に関しては、日本の支援者の方々がつぼみ学校ポカラの運営資金として集めた金員と、実際にネパールのつぼみ学校ポカラに渡った金員に相違がある疑いが指摘されており、私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）は複数のつぼみ学校ポカラ関係者の方々からのご相談を頂いております。

つぼみ学校ポカラに関する問題も日本・ネパール友好センターの会計報告に関する問題と同様に、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）がつぼみ学校ポカラの会計報告を会計根拠資料を添えて行うこと、および、なぜ、つぼみ学校ポカラの校舎に日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）の母親と兄弟が住むに至ったのか等の報告がされることが必要とされています。

3 バルディアに設立された日本・ネパール友好センターが売却された問題

日本・ネパール友好センターは、私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）が在籍していた当時には、ネパールの首都カトマンズに代表事務所を構え、その他にもネパール南西部バルディアにも拠点を構えていました。

しかし、2018年1月頃バルディアの日本・ネパール友好センターは売却され、日本・ネパール友好センターとして機能しておりません。

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）は日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）から売却の報告を受けておらず、また、売却の事実を知ったのは私が日本・ネパール友好センターの共同代表を辞任した後で、正確な日時がまだ特定出来ておりません。

また、私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）は、バルディアの日本・ネパール友好センターの売却に関する事前・事後の報告を、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）より受けておりません。

バルディアに設立された日本・ネパール友好センターの買い主やその周囲の人間発言によりますと、売却に関わる金員の受け渡しは2018年1月に行われており、買い主はバルディアの日本・ネパール友好センター設立に関して支援者様の金員が使われている可能性があることや、日本・ネパール友好センターの支援者様へ売却の報告がなされていない状況下の土地売買（家屋付き）であることの説明を受けていないとのことでした。

バルディアに設立された日本・ネパール友好センターが売却された問題に関しては、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）より、バルディアの日本・ネパール友好センターを売却したことや、売却で得た1,500,000ネパールルピー（2018年8月1日17時44分時点で1,530,147円）がどのように処理されたのか、バルディアの日本・ネパール友好センターを買い戻す計画があるのか等の報告をがされることが必要とされています。

4 日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar （ディリップ・ビーケー・シュナール）の経歴、および、社会活動の履歴に関する問題

日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）は日本およびネパール国内において、自身（Dilip・bk・Sunar）は元日本国入国管理局の職員であったという説明を、日本・ネパール友好センターの支援者の一部の方々とネパールでのビザコンサルティングの顧客に説明していました。

このビザコンサルティング業務は、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）の個人の事業ではありますが、ネパール国内では日本・ネパール友好センターの業務として取り扱われている可能性があります。

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）は、このビザコンサルティング業務には関わっておらず、コンサルティング業務の対価も受け取ったことはありません。

仮に日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）が日本の入国管理局の職員であった場合、特にビザコンサルティング業務においては国家公務員法第100条に抵触している恐れがあります。

また、入国管理局の職員は国家公務員であり、日本国籍を有しない日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）が日本の入国管理局の職員の職に就くことが出来るのかという疑問もございます。

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）が1ヶ月以上に渡り日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）が失踪した際の対応でお会いした方々のお話によりますと、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）は入国管理局の職員ではなく、入国管理局が必要な時にだけ利用することのある通訳のアルバイトであったとのご指摘も頂いております。

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）は、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）とその配偶者（当時）が日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）は入国管理局の職員であるとの説明を真に受けていた為、本当に日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）が日本の入国管理局の職員であるかどうかを確認しておりません。

日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）は、職務経歴を証拠付きで証明する必要があります。

さらに、社会活動の経歴に関しては、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）はネパール西南部バルディアで長年に渡り社会活動を行っていたとの説明・方向をさせて頂いておりました。

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）が日本・ネパール友好センターを退いた後に、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）を伴わず行った現地バルディアでの調査の際には、バルディアでの日本・ネパール友好センターを退いた後に、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）の社会活動の履歴がほとんど確認出来ませんでした。私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）とバルディアの住民が資金の一部を拠出した水道事業の履歴は確認出来ましたが、残りの活動の証言は未だに得られておりません。

日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）は、バルディアでの社会活動、および、その他の地域で行った社会活動を検証可能なかたちで証明する必要があります。

5 今後のご対応に関して

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）は、日本・ネパール友好センターの共同代表として、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）および、日本・ネパール友好センターの運営を監督しなければならないにも関わらず、皆様にご迷惑をおかけしたことを、心よりお詫び申し上げます。

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）は、日本・ネパール友好センター在籍中にも疑問に思う部分は多々ありましたが、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）より「他の日本人は日本・ネパール友好センターの設立資金を集めるクラウドファンディングは一生懸命手伝ってくれました。 ですが、お金が集まった後は、みんな私に任せっきりで、日本・ネパール友好センターの活動を手伝ってくれる人がいない。 自分一人では日本・ネパール友好センターを運営することは出来ないのを助けて欲しい。」と打ち明けられ、それを素直に信じ手を貸してしまいました。

また、私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）としましても、周囲の人間や日本・ネパール友好センターの支援者の皆様にご協力を頂いたにも関わらず、日本・ネパール友好センターの活動を遂行出来ないという事態はあってはならないと考え、日本・ネパール友好センターの共同代表を引き受け、2017年1月27日までの間活動させて頂きました。

一部の支援者の方々におきましては、私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）が共同代表を務めたことにより、日本・ネパール友好センターの活動を信用して頂いたりご支援をして頂いたことを考えますと、結果的に、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）および、日本・ネパール友好センターが抱える問題の深刻化に手を貸してしまったと反省・後悔しております。

重ねて、お詫び申し上げます。誠に申し訳ございません。

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）の今後のご対応としましては、以下のとおりとさせていただきます。

- i 私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）の活動に関して
 - ii 本件に関するの情報開示に関して
 - iii 日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）の債務問題に関して
-
- i 私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）の活動に関して

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）は、金輪際、日本・ネパール友好センター、および、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）が関わる全ての活動に関わりません。

ii 本件に関するの情報開示に関して

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）は、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）および、日本・ネパール友好センターが法執行機関の捜査対象となった場合、その捜査にご協力させていただきます。

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）が持つ、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）が抱える問題に関する文書、会話の録音データ等の証拠として採用される可能性のあるものに関しては、これまでは日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）と金銭等トラブルを抱える方々に対してのみ必要に応じて開示しておりましたが、今後は法執行機関に対してのみ開示・提出を行います。

この情報開示に関しては、私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）が持つ情報がある場合によっては証拠として採用される可能性がある為のご対応となりますので、ご理解のほど、お願い申し上げます。

本件の問題のうち、金銭が関わる問題に関しては、警察に相談済みです。

iii 日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar
（ディリップ・ビーケー・シュナール）の債務問題に関して

私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）が日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）に対して持つ債権に関して、他の債権者の債権回収を優先する為、債権回収を猶予します。

これは、私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）が道義的責任を痛感・反省し、他の債権者の方々の債権回収を優先して頂きたい意向と、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）が日本・ネパール友好センター設立前より重ねていた社会活動を通じて出会った方々からの債務不履行が、日本・ネパール友好センター以外の社会活動の障害になる懸念からです。

日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）が持つ債務に関して、私（元日本・ネパール友好センター共同代表：磯野学）は自身が保

証人になっている件はご対応をさせていただきますが、それ以外の金銭貸借にはご対応（ご相談・代弁済等）を行うことが出来ません。

日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）との間に金銭貸借トラブルがある方は、専門家である弁護士や警察等にご相談下さい。

この度は、日本・ネパール友好センターや、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）に関わる皆様にご心配、ご迷惑をおかけいたしました。

金銭に関わる問題に関しても、間接的に私の活動が信用の判断材料となった可能性があることに關しては、誠に申し訳なく、言葉もございません。

重ねてお詫びを申し上げます。

誠に申し訳ございません。

また、冒頭でも述べさせて頂きましたが、現在、日本・ネパール友好センターをご利用されることは、何らかのトラブルに巻き込まれる可能性が危惧れてますので、お控え頂けますように重ねてお願い申し上げます。

2018年8月1日

元日本・ネパール友好センター共同代表
磯野 学

尚、本文書に記載されている諸問題に進展が見られた場合や、記載に間違いがあった場合には、この文章は都度、更新・修正を行って参ります。

また、日本・ネパール友好センター設立者・共同代表：Dilip・bk・Sunar（ディリップ・ビーケー・シュナール）が証拠となる資料を開示し、疑惑を払拭したいと申し出た場合、この文章にも証拠となる資料を付け加えることをお約束します。